

**令和 2 年度
第 2 回豊山町社会教育審議会**

日時 令和 3 年 2 月 1 6 日（火）午前 1 0 時

場所 豊山町役場 会議室 3、4

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

次 第

1 あいさつ

2 議題

(1) 総合型地域スポーツクラブ設置に向けた調査研究について②

(2) 郷土資料室の再生事業について②

3 報告

(1) 社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について（令和3年度）

4 その他

(1) 楽器寄附ふるさと納税制度について

(2) 生涯学習課のホームページの充実について

目次

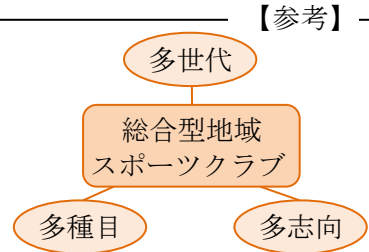
【議題（１）】 総合型地域スポーツクラブ設置に向けた調査研究について②.....	1
【議題（２）】 郷土資料室の再生事業について②.....	3
【報告（１）】 社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について（令和３年度）	5
【その他（１）】 楽器寄附ふるさと納税制度について	7
【その他（２）】 生涯学習課のホームページの充実について	8
豊山町社会教育委員名簿（令和２年度）	9
社会教育法（抜粋）	10
豊山町社会教育委員設置条例	10
豊山町社会教育審議会規則	11
【参考】 豊山町生涯学習推進審議会条例	12

【議題（１）】総合型地域スポーツクラブ設置に向けた調査研究について②

1 経緯

表題の件について、令和2年8月31日（月）に開催した第1回豊山町社会教育審議会にて、委員の皆様から承認を受け、その後、設置準備や活動内容について調査研究を行った。

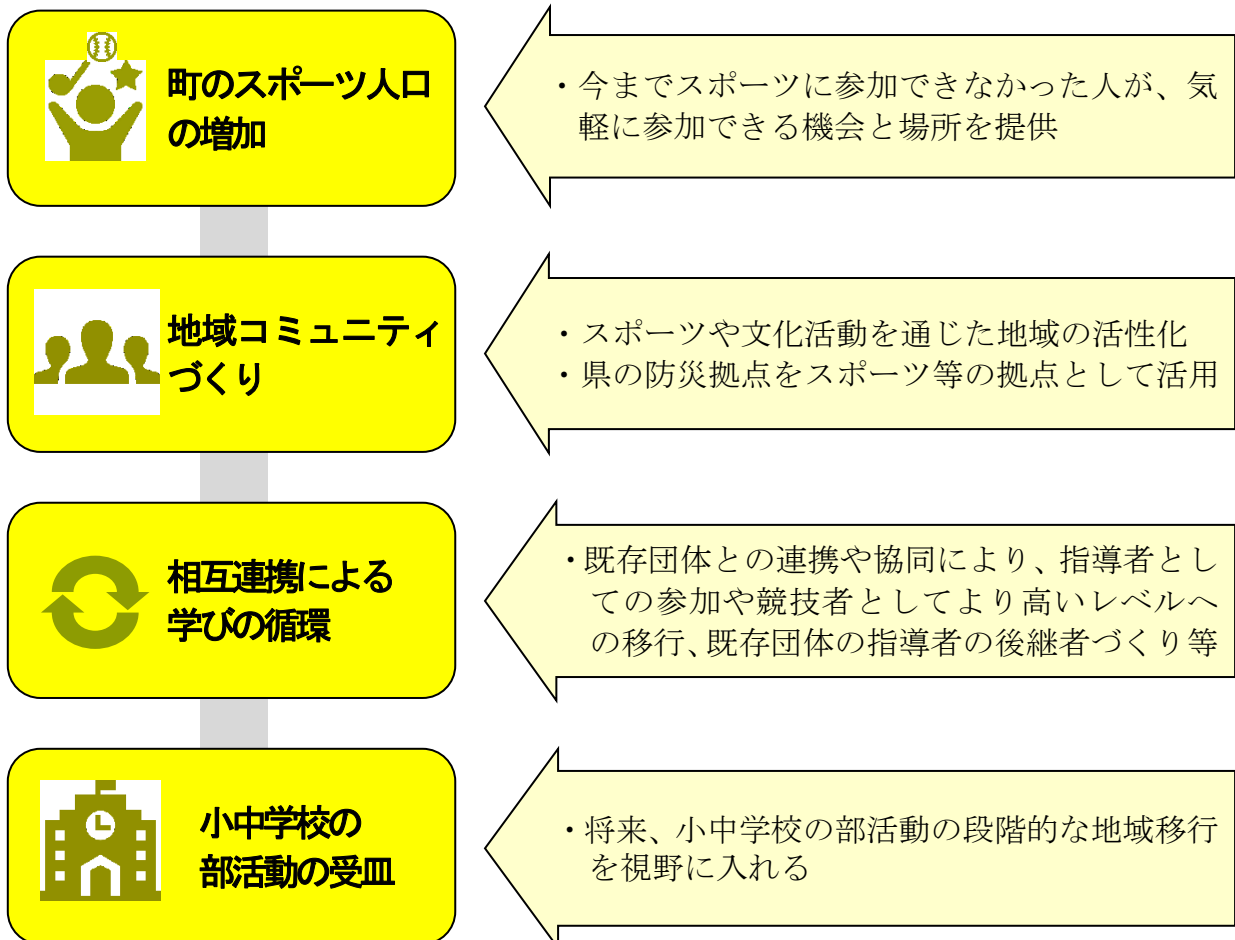
■総合型地域スポーツクラブとは
小さな子どもからお年寄りまで、初心者、トップレベルの方たちなど様々な人たちが参加できるクラブ。
また、スポーツに限らず、文化活動も含めた幅広い活動拠点づくりについて、地域の活性化に貢献するものとして大きな期待が寄せられている。



2 豊山町版の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の設置

調査の結果、「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツ・文化に親しみ、楽しみ、支える活動に参加できる環境づくりを目的とした **豊山町版の「総合型地域スポーツ・文化クラブ」**を令和3年4月より設置する。

3 総合型地域スポーツ・文化クラブの設置目的



4 運営方法

【第1段階として】

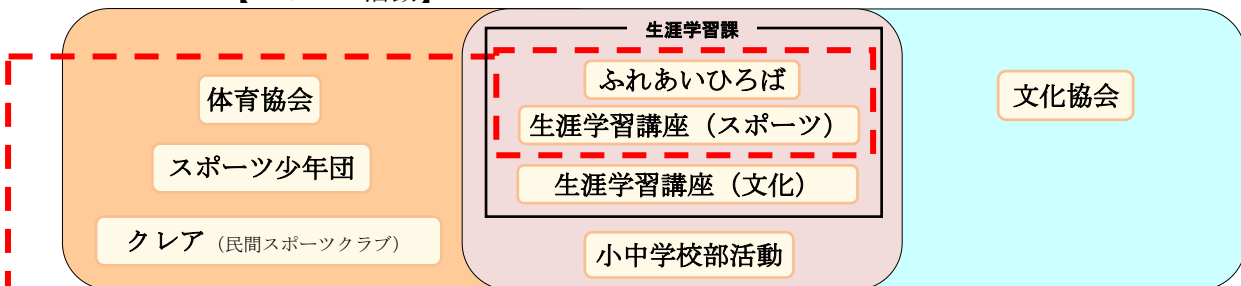
町が主体となり、生涯学習課の既存事業を融合し、クラブを設置

運営方法	指導者	➔	スポーツ推進委員、ボランティアバンク登録者に依頼
	周知方法	➔	生きがいタウン、広報、ホームページなど
	財源	➔	運営費は主に町財源と県補助金を活用 クラブ拡大後、スポーツ振興くじ助成金の活用も検討
	内容	➔	既存事業 + 誰でも気軽に参加できるような新しい種目
	規約	➔	これまでの事業との区別
	その他	➔	小中学校の部活動の今後のあり方を視野に検討

5 豊山町のスポーツ・文化活動の現状

【スポーツ活動】

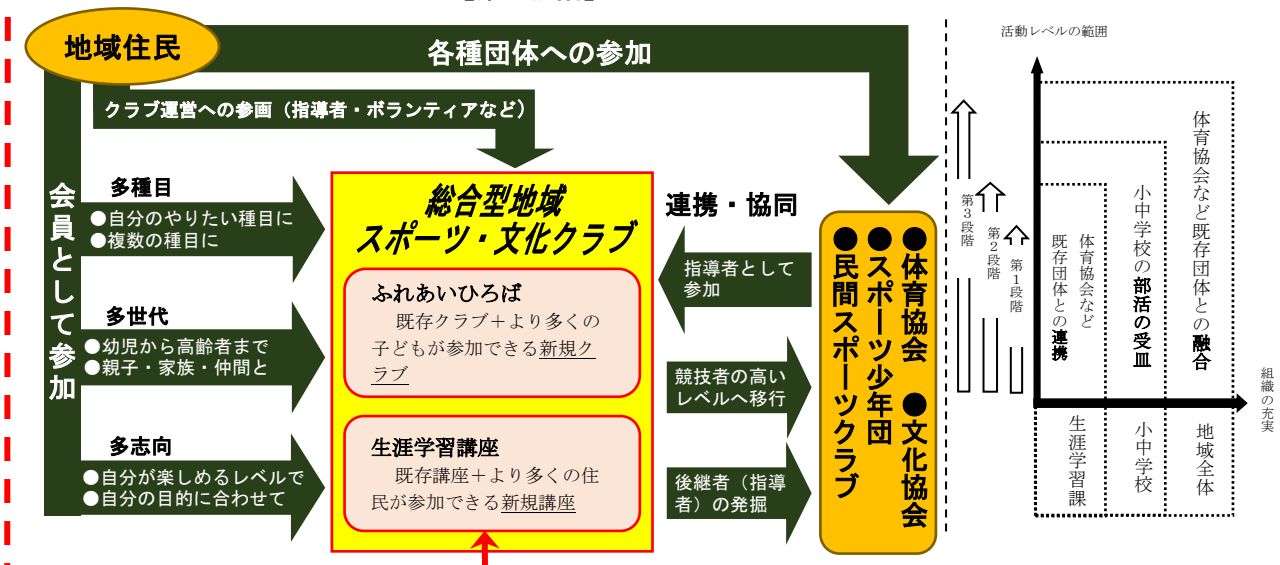
【文化活動】



6 総合型地域スポーツ・文化クラブ設置後の豊山町のスポーツ・文化活動のイメージ

【第1段階】

【総合型クラブの段階的发展イメージ】



7 スケジュール

令和3年2月	指導者、関係団体への説明
3月	生きがいタウン、広報、ホームページで周知
4月	総合型地域スポーツ・文化クラブの設置

【議題（２）】郷土資料室の再生事業について②

郷土資料室再生事業の目的と課題

【目的】 郷土資料室の管理運営方法を見直すとともに、文化財の保存保護・普及に努め、誰にでも分かり、親しめるような郷土資料室を目指す。

- 【課題】
- ・ 資料室としてのテーマが不明（コンセプトがわからない）
 - ・ 目を引くものがない
 - ・ 資料の整理ができていない

令和２年度の実績

◆郷土資料室の調査・研究

郷土資料室の見直しに向けて、現状の資料、展示状態の調査・研究を行い、展示リニューアル基本構想・基本計画を作成（３月完成予定）し、施設・設備改修に向けた条件整理を行った。

▼問題点の抽出（一部）

課題	方針
常設展示がテーマで分けられているが、雑然としている感がある。	テーマ（灯、衣、暖、器、計、米、麦、養蚕、等）が展示室のわりに多すぎるきらいがあり、物にあふれたように感じる。コーナーを再考し、展示物を厳選してグラフィックを含めた展示計画が必要。
展示されている物が多くて何をみるべきかが分からない。	

◆内装・外装のレイアウト見直し

のれん看板の設置や常時点灯への切替
雑然とした展示物を収納し、展示内容を厳選
既存展示内容の見直し

◆企画展の開催

企画展を年３回開催
第１回「郷土人形展」
第２回「戦争と平和展」
第３回「冬の風物詩展」



◆資料の大規模整理

写真・資料番号の再編を行い、新たに台帳（写真付き）を作成
郷土資料室のバックヤード内を分類ごとに整理

郷土資料室の今後の構想案

1 趣旨

町制施行50周年を契機に、豊山町の歴史、民俗などにおけるこれまでの資料を活かしながら、新たに発見した町の歴史や特徴を活かした展示内容にリニューアルを目指す。

2 コンセプト案

- ・現在の資料室の路線を引き継ぎながら、雑然としたコーナーや展示物を再編し、見やすくわかりやすい展示にまとめる。
- ・子ども達には社会科の勉強ができる学習の場となるようにする。高齢者には郷土資料をもとに回想法を展開する。
- ・設備の老朽化や安全対策、資料保存、展示の更新について補修や管理体制を刷新する。

➡ テーマ(案) 「体感。昭和レトロ」

3 展示内容案

▶ 豊山町今昔物語

現在の豊山町になるまでの変遷の他、神楽・木遣などの伝統工芸を映像や写真で残す。

▶ 豊山町の生活

既存展示を整理し、それぞれのテーマをもった展示コーナーを作る。

- ・子供の世界にスポットを当てた「学びと遊び」
- ・竹細工や藁細工などの「副業」
- ・当時の商店と今の違いを説明する「商」

▶ 豊山歳時記(生業)

農業や蚕業など豊山町での生業を壁面グラフィックに実物展示物をミックスする展示にする。

▶ 豊山の祭礼

豊山町に昔から引き継がれるお祭りや信仰、伝統芸能の他、有形・無形の文化財を紹介する。

▶ 豊山町の生活

衣・食・住の大きく3つのくくりで昭和感をイメージさせる環境演出により展示する。

▶ 天井や壁紙の張替・照明配置の見直し

変色した天井や壁紙、照明配置を新しくし、開かれた入りやすい空間を目指す。



【報告（１）】社会教育センターの長寿命化計画に基づく改修事業について（令和３年度）

1 社会教育センター長寿命化計画の目的

豊山町社会教育センター（以下、センター）は供用開始から30年以上経過し、施設・設備ともに老朽化が進行している。

今後、センターとしての機能を維持していくにあたり、建物の耐久性向上や維持管理の容易性の向上、利用者の満足度向上などを達成するための効率的な改修を行い、建物の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減、社会的な機能強化を図ることを目的としている。

2 計画の概要

豊山町社会教育センター長寿命化計画の計画期間は、中長期的な視点が不可欠であることから、令和2年度～令和31年度の30年間としているが、具体的な計画の策定はおおよそ10年単位として3区分に分けている。

現在は令和3年度から令和12年度までの計画が策定済みであり、以下のスケジュールで改修を行う予定である。

令和3年度（第1期）

- ・トイレ、階段、ホワイエカーペット、ホール（壁、照明）

令和4年度（第2期）

- ・アリーナ天井、衛生設備、給排水設備自動火災報知機

令和5年度～令和8年度（第3期～第6期）

- ・ホール天井、ホール音響、アリーナ音響、アリーナ内装、アリーナ空調

令和9年度～令和12年度（第7期～第10期）

- ・ホール舞台装置、各部屋内装、非常用電源、エレベーター

3 令和3年度事業内容

社会教育センター長寿命化計画に基づく改修工事を、開館しながら一部利用制限を設けて実施する。

また、町制施行50周年記念事業に係る式典・事業が社会教育センターで開催されることを見据えて、記念事業にふさわしい会場とするために老朽化した設備を更新する。

■主な改修工事の内容

(1) トイレ・洗面所改修

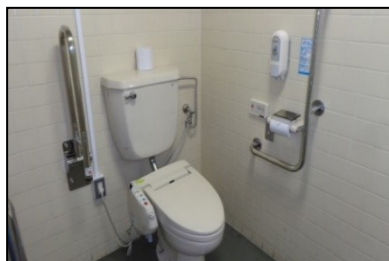
洋便器の増加、内装・排水設備の改修を行うことで、快適性の向上し、衛生環境が改善される。トイレの洋便器割合は27%⇒80%以上となる。

(2) ホール改修

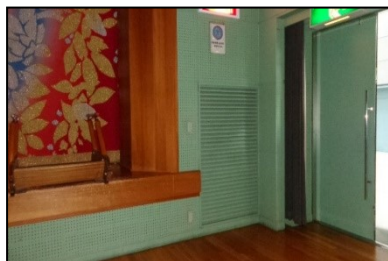
町制施行50周年記念事業に係る式典・事業にふさわしい会場とするため、ホール内の壁の塗替、観客席の椅子のクリーニング、舞台床の白木化を行う。

(3) バリアフリー改修

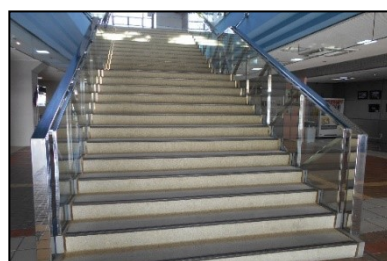
中央階段・南階段室の階段への手すり設置、南北出入口の自動ドアの交換、2階ホワイエのカーペット張替を行う。



多目的トイレ



ホール壁



中央階段

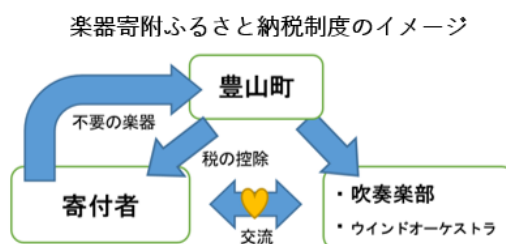
4 今後のスケジュール（案）

令和3年3月	工事实施の周知
5月	工事請負業者の決定
6月～	工事請負契約の締結、着手、施設の一部利用制限
令和4年2月	令和3年度工事完了予定

【その他（１）】楽器寄附ふるさと納税制度について

1 楽器寄附ふるさと納税とは

全国に眠る使われなくなった不用楽器を、学校及び音楽団体等へ自治体を通じて寄附いただき、その寄附楽器の査定価格が税金控除される「ふるさと納税制度」を活用した新しい納税制度である。こちらは、返礼品をともしなわないため、**町民の方も本制度により楽器寄附が可能**である。



豊山町では、**令和3年1月22日（金）から運用を開始**し、楽器が不足している中学校の吹奏楽部や今後活動を予定しているウインドオーケストラなど、新しい文化活動で活用する。

楽器寄附ふるさと納税公式ホームページ

「楽器寄附」で検索するか、右のQRコードをスマホで読み取ってください。



お父さんが生まれたころのトランペット…。ハンダ付けの応急処置ももう限界です。



【トランペット】世代を超え愛される「豊山ウインドオーケストラ」設立を目指して



2 募集楽器（令和3年1月22日現在）

	オーケストラ	吹奏楽部		オーケストラ	吹奏楽部
トランペット	3本	3本	サククス	2本	—
オーボエ	—	2本	ハーモニイェクター	1台	—
トロンボーン	3本	2本	クラリネット	4本	—
ホルン	3本	1本	フルート	2本	—
チューバ	3本	1本	ユーフォニアム	1本	—
シンバル	1セット	—	合計	19	9

【その他（２）】生涯学習課のホームページの充実について

生涯学習課では、町民の皆様が生涯学習課の事業をより詳しく知っていただけるよう、各種イベントをはじめ様々な事業の最新情報などを随時発信しています。

【例１】愛知県市町村対抗駅伝競走大会

第1回記録会が行われました【7月19日（日曜）】

7月19日（日曜）神明公園にて第15回愛知県駅伝選手候補者記録会（第1回）が行われました。当日は快晴となり運動日和でしたが、前日までの雨により、コースのコンディションが悪く、一部コースを変更しての開催となりました。小学生から60代の方まで幅広い年齢層の方が参加し、気温30度を越える真夏日の中、参加者全員が全力で走りました。

[R2年度第1回選考会記録（PDF 88.2KB）](#)



ウォーミングアップ



小学生（男子）



小学生（女子）



中学生（男子）

【例２】郷土資料室



令和2年度より、郷土資料室再生事業が始まります。短期計画として現在の資料室のレイアウト変更や企画展の充実を、中長期計画として資料室の大規模リニューアルを予定しております。

「こんな資料室になってほしい」「あんな企画展を見てみたい」等、皆さまの貴重なご意見・ご要望をお待ちしております。

今後の郷土資料室に、乞うご期待！



郷土資料室



企画展

- [令和2年度第2回企画展「戦争と平和展」](#)
- [令和2年度第1回企画展「郷土人形展」](#) 中止

【例３】お昼のときめきコンサート

お昼のときめきコンサート

ページID1002908

印刷 大きな文字で印刷

お昼休みのひととき、クラシックを中心とした、楽しく、ときめきあるミニ・コンサートを開催します。



2019年度（秋）

- [令和2年度](#)



2019年度（冬）

生涯学習課ホームページ

「豊山町生涯学習課」で検索するか、右のQRコードをスマホで読み取ってみてください。



豊山町生涯学習課

検索

豊山町社会教育委員名簿（令和2年度）

◎：会長 ○：副会長

氏名		選出区分（所属等）
◎	堀田 裕子	学識経験者（愛知学泉大学）
	千田 秀樹	学校教育関係者（学校代表校長）
	坪井 邦夫	社会教育関係者（文化協会推薦）
	鈴木 二郎	社会教育関係者（学校体育施設開放管理指導員）
	長谷川 幹子	社会教育関係者（読書指導者）
	橋本 節子	社会教育関係者（体育協会推薦）
○	鈴木 育生	青少年・家庭教育関係者（子ども会連絡協議会推薦）
	伊藤 章代	青少年・家庭教育関係者（民生児童委員協議会推薦）
	永末 猛	青少年・家庭教育関係者（スポーツ少年団推薦）
	小出 雅子	青少年・家庭教育関係者（更生保護女性会推薦）

- <任期> 令和2年4月1日～令和4年3月31日
 <設置根拠> 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条
 豊山町社会教育委員設置条例
 豊山町社会教育審議会規則

社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

豊山町社会教育委員設置条例

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）

第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解嘱）

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に豊山町社会教育委員の委員である者の任期は、その者が委員に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成16年3月31日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

豊山町社会教育審議会規則

(組織)

第1条 豊山町社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の職務を遂行するため、豊山町社会教育審議会（以下「審議会」という。）を組織する。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 成人教育に関する事。
 - (2) 青少年教育に関する事。
 - (3) 家庭教育に関する事。
 - (4) 社会教育関係団体の振興に関する事。
 - (5) 社会教育施設（スポーツ施設を含む。）の設置及び運営に関する事。
 - (6) 地方文化の振興に関する事。
 - (7) 豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）から委嘱を受けた青少年問題、健全育成に関する特定事項における社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対する助言と指導に関する事。
- 2 前項に規定する事項のほか、次に掲げる社会教育の振興に関する事項において、教育委員会の諮問に応じ、調査審議及びこれに対する意見を述べるものとする。
- (1) 豊山町社会教育センターにおける各種事業の企画実施に関する事。
 - (2) 豊山町社会教育センター図書室の行う図書室奉仕に関する事。
 - (3) 豊山町視聴覚ライブラリーの事業に関する事。
 - (4) 豊山町立小中学校施設の開放に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育の振興に関する事。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第5条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

【参考】豊山町生涯学習推進審議会条例

(設置)

第1条 豊山町生涯学習のまちづくり基本構想・基本計画（以下「基本構想等」という。）に基づく、生涯学習の推進に係る施策について審議し、又はこれらの事項について町長に建議するため、豊山町生涯学習推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関して調査審議をする。
(1) 基本構想等に基づく実施計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
(2) 基本構想等に基づく実施計画の進捗状況の点検に関する事項
(3) 生涯学習ボランティアの推進に関する事項
(4) その他生涯学習推進施策に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(構成)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
(1) 学識経験のある者
(2) 教育関係者
(3) 関係町民団体の代表者
(4) 生涯学習ボランティアの代表者
(5) 一般公募により選出された者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。
2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 審議会に専門部会を置くことができる。
2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日条例第27号)